

被災地へ

OBA MJ
連載



「届けたい。弁護士のか」

第2回 災害協定に基づく自治体相談活動など

災害復興支援委員会 副委員長 青木 佳史

今回の大阪北部地震では、市町村や社協、地域住民の自主防災組織と連携した被災者相談活動を展開することができました。特に、平成28年6月に当会が大阪府と締結していた「大規模災害が発生した場合における大阪弁護士会による法律相談業務の実施に関する協定」を初めて適用し、被災した3自治体(高槻市、茨木市、枚方市)と連携した相談活動の経験は重要でした。本号では、それらの活動状況と成果等についてご報告します。

1. 豊中市社会福祉協議会



▲豊中市社協での相談会

大阪北部地震が発生した6月18日以降、当会ではまず6月25日から、弁護士会館での被災者無料電話相談を実施することを決めましたが、建物被害を中心とした被害であることから、早い段階から被災した各市町村における相談会が求められることが想定されました。

各地域では、地震翌日からさっそく、ボランティア団体が、避難所の支援とともに、屋根瓦が破損した自

宅へのブルーシート張りなどを開始され、そのような中から次々と法律相談につながるニーズが把握されてきました。まず普段から高齢者・障害者の支援や生活困窮者支援で弁護士会ともつながりのあった豊中市社協から声がかかり、相談会をこの日曜日に開催して欲しいとの要望が来ました。現地の状況の把握とどのような相談ニーズがあるのかを把握するのに適切なチャンスととらえ、さっそく6月24日に相談会を開催することとし、社協に宣伝をお願いしました。当日は濱田雄久担当副会長を先頭に、災害復興支援委員会から3名が参加して、建物破損の激しい地域の視察とともに、相談会を実施し、お墓の倒壊やマンションの共用部分の修繕、応急危険度判定で危険とされるものの修繕の気配もないマンションの住民の今後について避難所での相談も行いました。ここから今回の地震被害の特徴として、建物の破損に伴うトラブルや古い共同住宅の賃借関係を巡る紛争が高いことが予測されました。

大阪北部地震で災害救助法の適用があった自治体は11市町となり、6月22日に大阪府から府下すべての自治体に、上記の協定に基づく無料法律相談の相談担当者派遣について意向の打診がなされました。

2. 高槻市

さっそく6月25日、高槻市から派遣申請がありました。高槻市は茨木市と並んで被害が大きな自治体であり、罹災証明書の発行を開始するに伴い、建物被害に関する相談が窓口寄せられたことから、通常の市民法律相談では対応しきれないと判断してのものでした。さっそく高槻市の担当者と協議をし、どの程度のニーズがあるかつかめないものの、市民法律相談のない月・木の午前に、市役所で実施することとし、2名体制で臨むことにしました。なるべく早く開始したいとの要望に応え、速やかに担当者を募り6月28日から開始することができたのは、協力いただけた会員の意気込みのおかげでした。開始初日はテレビ局もニュース報道する注目中、2時間で10件の相談があり、その後急遽3人体制に拡充して、7月一杯継続することになりました。高槻市の広報誌や弁護士会のHPやFBでの周知だけでも、常に予約が一杯の状態であり、市役所という身近な場所で、被災者支援制度の知識のある弁護士による相談はニーズにあった成果を上げることになりました（相談件数等は別表参照）。

3. 茨木市・茨木市自主防災組織



▲茨木市ワンストップ相談初日

高槻市と同じ大きな被害のあった茨木市では、より本格的な相談体制を実施することとなりました。きっかけの一つは、次号で報告がなされる大阪の民間ボラ

ンティア団体のネットワークの連携会議でつながりをもった茨木市議との意見交換の中で、避難所の様子では、被災者支援情報を知らない方への相談や近隣とのトラブルへの悩み、支援をしている自治会や民生委員さんへの情報提供が求められているということでした。そこで、避難所での相談会の実施を弁護士会と地域の自主防災組織で行う案が持ち上がり、市のバックアップを求めるため、6月29日、当会の会員でもある茨木市の福岡洋一市長に濱田副会長と日弁連災害復興支援委員会の津久井進委員長（兵庫県弁護士会）とで要請訪問をしました。福岡市長はさっそく避難所となっているコミュニティセンターに同行いただき、自主防災組織の会長さんも快諾され、7月7日の相談会実施が即日になりました。

またその際、懇談した市の災害支援チームから、熊本地震の経験から、建築や法律、税務、被災者制度などのワンストップ相談を検討しているので協力して欲しいとの要請があり、大阪府の災害協定を通じた申出として、無料相談担当者派遣を実施することも具体化が始まりました。



▲被災したアパートでの相談

7月7日、大池コミュニティセンターで避難所相談会を開催し、相談員6名で臨み、40名の参加者に工作物責任や賃貸借の修繕義務などを説明する30分のミニ講座を行うとともに、15件の個別相談を受けました。市役所まで来ることができない、あるいは遠慮のある地域住民に

とって、弁護士に身近に相談できる機会としてたいへん好評でした。この成果を聞いた他の自治会からも要望があり、8月5日には茨木市の中津コミュニティセンターにおいて、同様の相談会を実施しました。



▲大池コミュニティセンターでの相談会

そして茨木市のワンストップ相談の構想は、他の専門職との調整があったため7月13日からのスタートになりましたが、「復興支援総合案内」として、各行政担当者と建築士や弁護士、金融相談といった専門相談を揃えるものとして、土日を含む毎日設置されました。当会からは、7月中は土日を含む毎日午後4時間、相談担当者1名（最初の1週間は2名体制）を派遣するという濃厚な相談体制に協力し8月一杯は火・金の午後4時間週2日の派遣を実施しました。茨木市や高槻市在住の会員が郷土愛として活動されたことにも感銘を受けました。総合相談としての特徴を生かして、気軽に市民の人が相談され、連日、6件前後の法律相談が

寄せられ、相談担当者もたいへんでした（相談数などは別表参照）。

4. 枚方市

枚方市もかなりの建物被害が出た地域でありましたが、市役所に寄せられる相談が多数になったことから、少し遅れて災害協定に基づく申出があり、7月21日、24日、26日の3日間、市役所で相談会を実施することができました（相談数などは別表参照）。

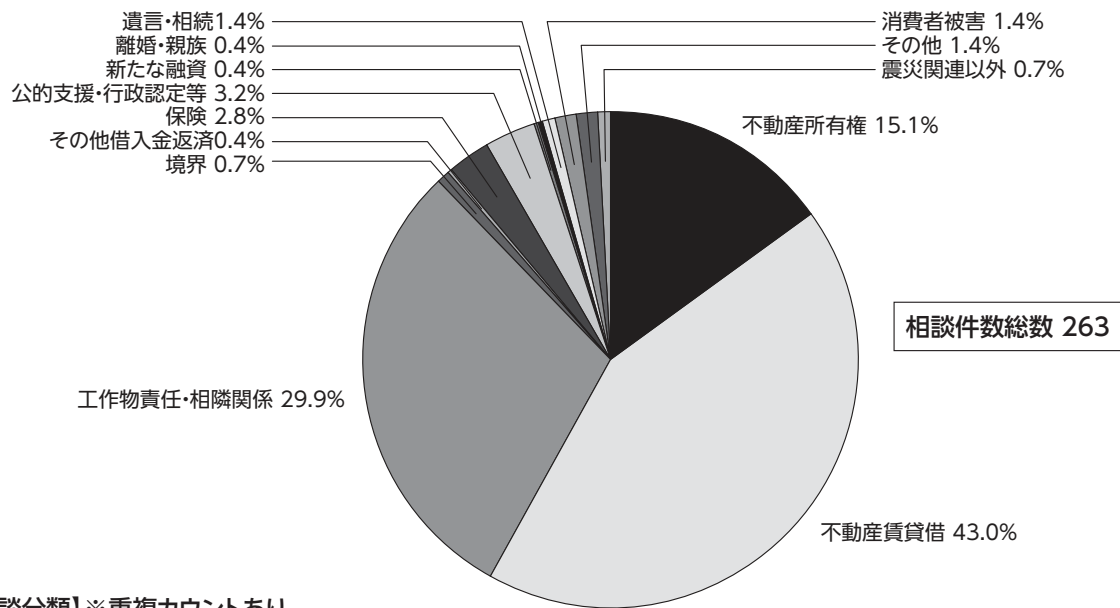
5. まとめ

このようにして、大阪北部地震対応では、初めての大規模地震被害を受けた市や社協、そして自治会との間で、迅速な調整と実行力を生かして、身近な場所での被災者相談を展開することになりました。大阪府の災害協定により申出が速やかになされたこと、日頃からの福祉や貧困対策での連携が災害時にも生きたこと、民間団体の連携による人的つながりが生かされたことなどが重要でした。ただ、派遣申出が11市町のうちの3市にとどまったことや社協との連携にも格差があったこと、9月以降の継続的な支援に十分にはつなげられなかったこと、そして派遣日当の財源確保など、南海トラフ級の大規模災害において、より広範な被害と要請がある場合にどう対応できるかについては、課題も見えてきたところです。今回の経験を生かして、さらなる対応態勢の強化策を、自治体や関係諸団体と検討していきたいと考えています。

別表1

	実施期間	相談日数	担当者数(のべ)	相談件数
高槻市	6/28~7/30	9	26	107
茨木市	7/13~8/31	28	33	145
枚方市	7/21,7/24,7/26	3	3	11
豊中市社協	6/24	1	3	4
茨木市自治会	7/7,8/5	2	11	24
合計		43	76	291

別表2 大阪北部地震対応相談(大阪府協定実施分(高槻市・茨木市・枚方市)・実施期間2018年6月28日～8月31日)



【相談分類】※重複カウントあり

分類	件数	割合
不動産所有権	43	15.1%
車・船等の所有権	0	0.0%
預金・株等の流動資産	0	0.0%
不動産賃貸借	122	43.0%
工作物責任・相隣関係	85	29.9%
境界	2	0.7%
債権回収	0	0.0%
住宅・車等のローン・リース	0	0.0%
その他借入金返済	1	0.4%
保険	8	2.8%
公的支援・行政認定等	9	3.2%

分類	件数	割合
税金	0	0.0%
新たな融資	1	0.4%
離婚・親族	1	0.4%
遺言・相続	2	0.7%
消費者被害	4	1.4%
労働問題	0	0.0%
外国人	0	0.0%
商事・会社関係	0	0.0%
刑事	0	0.0%
その他	4	1.4%
震災関連以外	2	0.7%